

第10回野田市行政改革推進委員会

日 時 平成31年2月15日(金)
午後1時30分から
会 場 市役所8階大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) パブリック・コメント手続 の結果について

4 その他

5 閉 会

野田市行政改革大綱の改訂の素案に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市行政改革大綱の改訂の一部素案

2 意見の募集期間

平成31年1月4日（金）から平成31年2月6日（水）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	2人	18件
提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	2人 18件
政策等に反映した意見		2件

4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
第1章 策定の背景			
2 これまでの取組			
1	P2～3 行政改革大綱の改定を行うにあたり、これまでの取り組みとして「さらっと」概要を示すだけではなく、改定前の大綱で具体的に示した方針（今回の2章に相当）については、各方針毎に具体的にその進捗・結果を市民に報告すべきではないか？結果と反省があって初めて次の取り組みにつながるものであると考えるが？少なくとも、パブリック・コメント手続きの中で参考資料として提示すべきである。	行政改革大綱実施計画の27年度及び28年度の実施状況は、市ホームページで公表しております。 また、次期行政改革大綱においても、実施計画を策定し、各年度の実施状況を公表していくことで考えております。 また、今後については、素案の公表時にこれまでの実施状況を合わせて閲覧できるよう、リンクを設定するなどの対応を図ってまいります。	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
第1章 策定の背景			
5 野田市の財政状況			
2	P7～13 歳入・歳出の各グラフで「その他」と分類表記している費目は既に「その他」とひとくくりに行っていることが適切とは思えない比率を占めている。本文中に「その他」とした費目の細目を示すとともに、「その他」の中で大きな比率にあるものについてはグラフ中に費目を明示すべきではないか。	ご指摘のとおり、各グラフの、「その他」の主要な費目については、グラフ中に明示いたします。	修正有り
第1章 策定の背景			
6 財政の見通し			
3	P12 最後の段落『引き続き、市民サービスの水準を維持していくためには、全ての事務事業を見直し、より一層の行政改革の取組を行い歳出の抑制を図る必要がある。』とするが、歳出500億円ありきで議論をスタートしているのならば考えを改める必要があると考える。まず、将来の予想される歳入額を前提に全ての事務事業を精査し、見直すもの、削るもの（段階的にも含めて）、残すもの、新たに追加するものを仕分けすべきではないか。そして、これらの事務事業を前提に市民サービスの水準の定義とその維持は論じるべきではないか。	財政の見通しについては、歳出において、超高齢社会の到来に伴う扶助費の増加により、歳出全体で500億円前後を推移すると予測しております。 一方で、歳入面においては、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴う市税の減少や、今後の地方交付税総額の抑制による一般財源の減少が懸念される中、今後も、厳しい財政状況が予測されることから、事務事業の見直しを徹底して行い、歳出削減を進め、収支均衡を図ることが重要であると考えております。 したがって、歳出500億円の予測値に縛られるものではありません。 また、事務事業に対しては、見	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		直すもの、削るもの（段階的にも含めて）、残すもの、新たに追加するものについては、現在の事務事業の見直しの中でも議論しておりますので、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。	
第1章 策定の背景			
7 行政改革大綱の基本的考え方			
4	<p>P14 囲み中の4項</p> <p>『縮減又は廃止を進める場合には、財源確保に重点を置き過ぎるあまり、必要な市民サービスに影響が生じることがないように、代替案等の必要性を十分に検討する。』とするが、そもそも「必要な市民サービス」の定義が明確なままでは、現在行われている市民サービスが一律に含まれると解釈され、その結果一向に行政改革は進まないことに成りかねないと思われる。「必要な市民サービス」を個々にその必要度を複数段階にランク付け分類して、そのランクによっては「影響が出ること」を容認すべきではないか。</p>	<p>事務事業の見直しは、事業内容そのものの見直し、新事業への移行、統合、拡充、縮減、廃止等を進めるものでありますが、全ての事業に対して削減ありきの見直しを行うものではありません。</p> <p>「必要な市民サービス」に現在行われている市民サービスが一律に含まれるとのことですが、そのようなことはございません。「必要な市民サービス」も、時代とともにその役割を終えていくもの、逆に新たに必要となるものもありますので、事務事業の見直しでは、この点を検討の視点の一つとしております。</p>	修正無し
5	<p>P15 囲み中の5項</p> <p>『公共施設の適切な維持管理に努める。』とするが、市のコンパクトシティ構想を前提に考えれば、老朽施設の廃止、新設統合も念頭に置くべきではないか？また、闇雲に老朽施設の維持を前提に置くのではなく、老朽施設の「維持」と「廃止又は新設統</p>	<p>本市においては、昭和40年代から50年代までに整備された施設が多くあることから、これらの施設が一斉に更新時期を迎えた時には、財源不足からその対応が困難となることが予想されます。このことから、公共施設の維持管理については、施設の長寿命化を基本としているところでございます。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	合」の長期コストを考慮した維持管理の考え方が必要ではないか。	ただし、老朽化等が顕著となり施設の維持が困難な状況においては、当然のことながら、長期コストを考慮し、大規模改修や廃止、統合あるいは建替等について検討を行ってまいります。	
第2章 具体的な取組方針			
1 事務事業の見直し			
6	<p>(1)市民との協働</p> <p>自治会との協働による行政課題への対応 P17</p> <p>市民との協働の中心を自治会と位置付けているが、自治会自体の活動内容を一旦棚卸したうえで時代に合わせたものに再構成しない限り、自治会の構成員である各世帯各市民の参加は難しくなる一方ではないか。延いては、自治会を通した市民協働は絵に描いた餅になりかねないのではないか。</p> <p>具体的に言えば、自治会はこれまで目的を拡大解釈しその活動に、やれ神社の奉賛会だの、お祭りの寄付だの、社会福祉協議会の会費だの、赤い羽根募金だの、あおいそらの会費だの、交通安全協会の会費だのと、長い歴史の中で追加して行き、当然のように自治会がそれらの集金代行を事実上行っている。</p> <p>そのため現在の自治会は、各世帯各市民にとって寧ろ鬱陶しい存在になってしまっている。自治</p>	<p>ご指摘のとおり、現在の自治会の現状を見ますと、自治会の加入率は年々減少し、自治会員からは、市報や行政文書の配布や防犯、防災、ごみ減量の取組など、行政関係の負担が大きいとの声もよく聞かれます。</p> <p>このため、市と自治会との役割分担、自治会関係の委託や補助事業などを含め、全体的に自治会関係の事務事業を見直すため、現在、自治会連合会と協議を行っております。最終的には個々の自治会のご意見も伺いながら、双方が納得する形となるよう協議を進めていくことで考えております。</p> <p>また、事務事業の見直しにあたり、各自治会の考えや現状を把握する必要があることから、現在、自治会アンケートを実施しており、今後は、アンケート結果を基に自治会と協議しながら、見直し作業を進めていく予定となっております。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>会を中心に据えた市民協働を進めるには、現在の自治会の活動を一旦リセットし、各世帯各市民が生活して行くうえで欠かすことができないことに絞って再構築することが必要ではないか？</p> <p>難しいことではあるが、市としても自治会の有り方にまで立ち入って議論しない限り難しいと考える。</p>		
7	<p>(1)市民との協働</p> <p>社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり P17</p> <p>地区社会福祉協議会の事業実施の内容や実績に格差が出ているから市が活動を支援していく必要があるとするが、それは本来的には社会福祉協議会が自ら率先して解決することである。むしろ社会福祉協議会に市は財政支出しているのだから、それはその使用に問題があるということであって、それは支援ではなく監督指導を強化する事項ではないか。市の意識がおかしいと思われる。</p>	<p>社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない、社会福祉法に基づき設置された民間の組織であり、地区社会福祉協議会も含め、市とは、福祉の増進という共通の目的を持つ協働のパートナーでありますので、支援を行うことは当然のことと考えております。</p> <p>ただし、補助金の活用方法や効果については、事業計画書や実績報告書により確認し、事業の成果が認められないものについては、指導を行っているところでございます。</p>	修正無し
8	<p>(2) 民間活力の有効活用</p> <p>指定管理者制度活用の推進 P19</p> <p>指定管理者制度などで民間活力の活用を進めることは大いに結構なことである。しかし、指定管理者に行政事務事業を行わせる場合、市と同等以上の質が担保</p>	<p>市の指定管理者事業者への指導については、一部の施設において、ご指摘のとおり十分な対応ができていないものもあります。</p> <p>ご指摘のとおり、特に文書管理の面で適正な運用がされていない状況がありますので、素案を以下のとおり修正します。</p>	修正有り

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>される必要あるところ、現状では十分とは言えない実態もある。その根底には、市における仕様書の抽象記載の問題、指定管理者における文書管理の欠如の問題などの本質的な問題が一部にあることは明らかであるから、この点についてもしっかりと行政改革の一環として取り組むべきである（行政文書の管理については、副市長も市としての文書管理の現状と野田市文書管理規程、同細則の陳腐化（時代遅れ感）に問題意識を持たれていらっしゃるのだから優先度を上げて市全体を視野に入れて行政改革のひとつとして取り組むべきではないか？）。</p>	<p>現行の「その他の指定管理者制度を導入している施設については、施設が適切かつ安定的な運営が行われているか、常時現場を把握するため、引き続き、担当部局による指導監督の徹底を強化していく。」を「その他の指定管理者制度を導入している施設については、施設が適切かつ安定的な運営が行われるよう常時現場を把握するとともに、特に文書管理について指導を徹底するなど、引き続き、担当部局による指導監督の徹底を強化していく。」に修正します。</p> <p>なお、文書管理については、指定管理者だけではなく、市全体の問題であることから、文書管理規定等の改正も含めて取り組むとともに、行政改善委員会において調査審議し、是正してまいります。</p>	
9	<p>(5) 財政運営の健全化 補助金の在り方の検討 P25 補助金について透明性を確保する観点から対象経費などを定める根拠例規等を定めることは当然であるが、同観点に立てば、平行して補助金支給団体名、補助金の額、その他補助金使途に関する収支報告書なども積極的に公表すべきではないか。</p>	<p>補助金支給団体については、補助金の申請時に、収支予算書等の書類の提出を求め、補助金が規則等に規定されている内容のものか、また、どの費目に充当されているかを担当課で確認を行っております。</p> <p>公表につきましては、他団体の例を参考に、公表範囲等について慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	修正無し
10	<p>(5) 財政運営の健全化 補助金の在り方の検討 P25 多額の繰越金等の内部留保が</p>	<p>内部留保が生じた経緯や理由を確認する必要があることから、団体との協議の上で減額等を行うた</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	生じている団体については、団体との協議の中で補助金の減額等を行い内部留保の解消を進めるとするが、団体との協議を経る必要があるとは思われない。繰越金等の内部留保が生じているのであれば、そもそも補助金は不要なのであって、審査段階でその状況から交付停止を決定するべきものではないか。市の認識は甘いと言わざるを得ない。	め、素案のとおりとします。	
11	<p>(5) 財政運営の健全化 使用料等の負担の適正化 P26</p> <p>『受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会(受益)を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉える。』『いつでも利用できる機会(受益)を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるような使用料の引上げは検討を要する。』との考え方は非論理的である。市民は、税負担によって公の施設の建設・維持管理費用を負担しており、だからこそ地方自治法でその公平な利用が保証されているものであると考える。「いつでも利用できる機会」は、利用しない限り現実の受益にはならない。実際</p>	<p>使用料及び手数料については、負担の公平化並びに近隣市との均衡等の是正を図ることを目的に9年度に一斉見直し(10年4月1日施行)を実施した経緯があります。</p> <p>この改定では、料金改定を長期間していなかったことへの激変緩和策として、使用料の改定率上限を30%、手数料の改定率上限を50%としました。</p> <p>その後は、景気低迷の影響から料金改定を実施していない状況が続き、21年度の行政改革大綱改訂では、受益者負担割合の設定の考え方が示され、さらに、26年度の現行政改革大綱の改訂においては、使用料の見直しは、一斉見直しを基本とすることが示されましたが、現時点で一斉見直しは行われておりません。</p> <p>これまでは、これまでの大綱に位置付けられた内容に基づき、維持管理経費に、受益者負担割合を</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>に利用されることで施設の損耗等も発生するのであるから、実際の利用者がその現実の受益に応じた使用料を支払うことは合理的であり、あるべき使用料の徴収の方法である。</p>	<p>乗じて使用料を算出することを検討してまいりましたが、実際には、維持管理経費に含める経費に課題があることや、施設の目的に応じて定める受益者負担割合についても、見直し後の額を大きく変動させないため、本来の考え方とは違う役割となってしまうなどの課題が多くあり、適正な使用料の算出は難しいのが現状であります。</p> <p>さらに申し上げますと、維持管理経費を利用人数で除して使用料を算出する施設の場合は、利用人数の少ない施設が高額な設定となってしまう場合も考えられます。</p> <p>これらのことを踏まえまして、素案では、使用料の見直しにおいては、使用料の算出のルールが明確になっていないことや、施設をいつでも利用できるという受益を有する市民も存在することから、実際に施設を利用した市民だけを受益者として負担を求めるような使用料の引上げは検討を要するとさせていただいたものでございます。</p>	
12	<p>(5) 財政運営の健全化 使用料等の負担の適正化 P26</p> <p>公民館使用料について『一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減』</p>	<p>社会教育法の目的達成のための利用については、減免としていますが、今後は、減免の公正性、透明性を高めるため、減免の対象となる団体は、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの運用を検討する旨の内容を素案に位置付けております。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>市内の施設はどこでも利用できることからすれば、同一の種類（例えば公民館の和室）の貸し部屋について施設毎に異なる使用料額の設定がされているのは不公平である。使用料額の設定に当たっては、同様施設（例えば公民館、コミュニティー会館、市民会館）においては一体的に扱い同一の使用料額（単位面積当たりの額を定め部屋の広さに応じた使用料額を設定するという意味）の設定を行うべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、同様の施設を同料金に設定する方法もあれば、各施設の建築時期に応じ、個別に使用料を設定する方法もありますので、今後の使用料算定に当たり検討事項とさせていただきます。</p>	
15	<p>(5) 財政運営の健全化 使用料等の負担の適正化 P28</p> <p>市民には必ず必要となるであろう火葬については受益者負担を持ち出し有料化を云い、必須でもない公民館などの貸し館使用料は社会教育（生涯学習）を理由に無料に固執していることには疑問を感じざるを得ない。逆もしくはは双方有料化が妥当ではないか？</p>	<p>公民館使用料については、12で回答させていただきましたとおりです。</p> <p>火葬料については、これまで市民への影響が大きいことから見直しを行ってきませんでした。</p> <p>今回の素案では、市外居住者の火葬について、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する旨の方針を掲げました。</p> <p>一方、市民火葬料は、近隣市と比較して本市だけが無料となっていることを踏まえ、維持管理経費を考慮して有料化するのではなく、少額であっても有料化を検討する旨の方針を位置付けたところであります。</p> <p>使用料については、個々にその性格を考慮し考え方を整理しますので、一律に双方有料化等の扱い</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		をすることはできません。	
16	<p>(6) 情報化の推進 P28</p> <p>住民票や印鑑証明書を発行してもらうために、市役所や支所へ出向く必要があるが、あまり便利とは思わない。日曜に市民課を開設したりするのはありがたいが、マイナンバーカードを活用して、コンビニで発行できるようにしてほしい。場所を選ばずどこでも取れるのはとても便利。野田市はそういう IT を活用したサービスを積極的に取り入れてほしい。</p>	<p>マイナンバーを活用したコンビニエンスストアでの証明書の発行業務については、予定ではありませんが、平成32年1月6日から住民票、印鑑証明書、課税証明書等の発行が行えるよう準備を進めているところであります。</p>	修正無し
<p>第2章 具体的な取組方針</p> <p>3 公共施設等の適正な維持管理</p>			
17	<p>(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進 P35</p> <p>市では 1,234 棟の建物を保有し、内 550 棟は特に老朽化が進行しているとする。コンパクトシティ構想の観点、人口減少の将来予想、厳しい財政状況を踏まえれば、特に老朽化した建物の補修や建替えは、その利用状況や代替の可否などを整理・公表したうえで廃止・取り壊し・土地の売却についても積極的に取り組むべきではないか。いたずらに維持管理費の増大は避けるべきである。</p>	<p>本素案において、公共施設は長寿命化を図ることを基本としておりますので、老朽化した施設を廃止、取壊しを基本に考えてはおりません。施設の長寿命化に関する意見は、5と同様です。</p> <p>ただし、公有財産の売却については、積極的に進めてまいります。</p>	修正無し
18	<p>(3) 公有財産の有効活用 P38</p> <p>公有財産の有効活用は是非進めるべきであるが、それに当たっては個々に収支の把握を行うべ</p>	<p>公有財産の有効活用の項目では、未利用地の有効活用や公共物への有料広告への掲出の方針を示しているものです。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>きである。公有財産の有効活用にあたっては、利益が出るのが前提条件であり、赤字になるようであれば個別に迅速に判断して廃止するなどのルールを定め収支管理を確実に行うべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、公有財産の有効活用にあたっては赤字にならないことが前提にあります。現在、本市が導入しているホームページ、広告付案内板等については、収益があり、赤字の可能性のあるものは導入しておりません。</p> <p>また、今後も、導入する際の検証を十分に行い、赤字となる可能性のあるものは導入しないこととしてまいります。</p>	